



裁判の傍聴にご参加を！

6月13日(水)国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁)

原告は火山灰問題と地震動問題で新たな書面を提出します

交流会：「事前了解の権限」を求める活動の報告・議論(福井から石地さん)

中間貯蔵施設反対！和歌山の取り組み紹介など(和歌山から松浦さん)

○14:25～14:35 傍聴の抽選券配布(大阪地裁 別館玄関前)

○14:35 抽選

○15:00 第26回法廷 大阪地方裁判所 202号大法廷

○法廷終了後～17:30 報告・交流会：大阪弁護士会館920号室

6月13日(水)、国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判に、ぜひご参加ください。

○火山灰問題：

3月28日に規制庁は、関電の火山灰調査結果(火山灰層厚10cm)を否定し、京都府越畑で26cmの層厚になることを認めました。大飯原発や高浜原発では層厚10cmで運転の許可が下りている訳ですから、運転を停止して審査をやり直すべきです。しかし国は、再審査の必要性を口にしながらも、大飯3・4号の再稼働を許可しています。

他方で関電は、規制庁の評価を反論すると表明しています。規制庁は、日程はまだ決まっていますが、今後公開の場で議論すると関電との面談で述べています。

裁判では、関電が参加人となって国と並んで被告席に座っています。火山灰問題では両者の意見は対立しています。裁判で、どのように主張するのでしょうか。

○地震動問題：国の第20準備書面に書かれている「ばらつき」問題の主張に対して反論します。

◆報告・交流会

[1] 報告会では、当日の法廷のやり取りや書面について弁護団から説明を受け、議論します。

[2] 交流会

(1) 「事前了解の権限」を求める活動の報告・議論(福井から石地さん)

東海第二原発の安全協定でUPZ自治体にも「事前了解の権限」が等しく認められました。福井の原発の安全協定の問題点や、準立地自治体(小浜市・若狭町・南越前町・越前町)への申入れの報告等を受けて、福井・関西での活動について意見交換します。

(2) 中間貯蔵施設反対！和歌山の取り組み紹介など(和歌山から松浦さん)

白浜町での中間貯蔵施設に反対して、和歌山県内では様々な取り組みが進められています。和歌山の松浦雅代さんから、報告していただきます。

多くの皆さんの参加で傍聴席を埋めましょう。ぜひご参加ください。

2018年6月4日 おおい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会気付け

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581